

## 令和4年度 上堺小いじめ防止基本方針

千葉県いじめ防止基本方針（最終改定 平成29年11月15日）を受け、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置。生徒指導委員会に含めることとする。

教員のいじめ対応力強化  
や組織的対応の校内研修

生徒指導委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、低・中・高学年の各代表職員、養護教諭

〈 関連法規 〉

- いじめ防止対策推進法 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
- 千葉県いじめ防止対策条例 第8条（学校及び学校の教職員の役割）
- いじめ防止等のための基本的な方針 第2-3(3)学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
- 千葉県いじめ防止基本方針 第2-3(3)学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

緊急対応時の「緊急いじめ対策委員会」メンバー

校長、教頭、教務、生徒指導主任、関係学年担任、関係学年職員、養護教諭、その他

### 【生徒指導委員会の役割】

- ① 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② 相談・通報を受ける窓口
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめに関わる状況・対策について家庭や地域に情報提供をするとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組の推進。
- ⑤ いじめに関わる情報があった際に、緊急会議を開き、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携。
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、見直しを行う。（PDCAサイクルの実行）

## 1. 本校の基本理念

### 【いじめ防止対策推進法】

#### 第2条第1項（いじめの定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 第3条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

上記のいじめの定義を中心に「いじめ防止対策推進法」の遵守に努める。

すべての教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもつこと。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) 加害者の児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5) いじめ問題への対応に当たり、正確に丁寧な説明を行うこと。また、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

〈 関連法規 〉

いじめ防止対策推進法 第8条（学校及び学校の教職員の責務）

千葉県いじめ防止基本方針（第2-4 学校及び学校の教職員の役割）

千葉県いじめ防止対策推進条例 第1条（目的）・第2条（定義）・第3条（基本理念）

いじめ防止等のための基本的な方針（第2-3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
- (2) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

## 2. 本校のいじめの未然防止に資する取組

### 【いじめ防止対策推進法】

#### 第15条（学校におけるいじめの防止）より抜粋

学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域

住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第19条（インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進）より抜粋

学校は、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を行うものとする。

上記を踏まえ、いじめの未然防止に資する取組について定めることとする。

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等について学習づくりに努める。
- (3) 教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰でいじめを誘発・助長されることを認識する。また、黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (4) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善を図る。
- (5) 職員研修の充実、教育相談体制の設備、相談窓口の周知徹底を図る。
  - ・児童・保護者への啓発活動：ホームページ、いじめゼロ宣言集会（6月）
  - ・学校全体で暴力や暴言を排除することを共通理解し、児童への日頃の指導に生かす。
- (6) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を心がけ、児童の自己肯定感を高めることで、いじめを含めた問題行動の未然防止につなげる。（児童一人一人に自己存在感をもたせる場面作り・自己決定の場面を与える）
- (7) 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高める等により、いじめを誘発する問題を指摘

#### 年間指導計画

- ・道徳教育の年間指導計画に加える。
- ・ネット安全教室の実施（5・6年）：1学期に各学級で実施
- ・児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援
- ・いじめゼロ宣言：6月中に各学級で実施

〈 関連法規 〉

- いじめ防止対策推進法 第8条（学校及び学校の教職員の責務）  
第9条（保護者の責務等）  
第15条（学校におけるいじめの防止）  
第16条（いじめの早期発見のための措置）  
第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）  
第21条（啓発活動）

千葉県いじめ防止対策推進条例 第8、9、14、16、17条

### 3. 本校のいじめの早期発見に向けた取組

#### 【いじめ防止対策推進法】

##### 第16条（いじめの早期発見のための措置）より抜粋

学校は、いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 学校は、児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

4 学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする

上記を踏まえ、いじめの早期発見に向けた取組について定めることとする。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

#### (1) 児童の声に耳を傾ける。

##### アンケート調査

いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、いじめ状況把握のための定期的なアンケート（生活アンケート）実施する。

実施時期：毎学期1回（令和3年6月・11月・3月）

アンケート作成の際の留意事項：

- ・いじめに特化していなくても進路希望や悩みなどと併せていじめについて質問項目を設けることも可。
- ・インターネットを通じたいじめについて質問項目をもうける。
- ・調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため、実施方法について詳細な留意事項を示す。（記名の場合は特に注意）
- ・児童が、学校いじめ対策組織の存在や役割を把握・認識しているか、質問項目を設ける。

##### 個別面談、教育相談等、児童の悩みを受け止める教育相談に関する取組

実施時期：生活アンケートの結果を踏まえ実施。（生徒指導担当・教育相談担当・担任）

実施するに当たっての留意事項：

- ・進路相談、生活面談等の際にいじめや悩み事について相談を行うことも可
- ・いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。
- ・いじめに関して、保護者との連絡方法を定めている。  
アンケート調査、保護者面談、家庭への連絡など
- ・昼休み等の授業時間外の児童の人間関係を観察する等、日常にいじめ早期発見に取り組むこと

##### 相談ボックスの設置

## (2) 子どもの行動を注視する。

チェックリスト・観察：「気になる事案」の記入→生徒指導委員会の議題にあげる。

## (3) 保護者と情報を共有する。

連絡帳・電話連絡・家庭訪問・保護者会の活用

## (4) 地域と日常的に連携する。

地域行事への参加・関係機関との情報共有

### 〈 関連法規 〉

千葉県いじめ防止対策推進条例 第8条（学校及び学校の教職員の役割）

第14条（予防及び早期発見）

第17条（ネットいじめ対策）

いじめ防止等のための基本的な方針 29～30

第1-7 いじめ防止等に関する基本的な考え方

第2-3(4)学校におけるいじめ防止等に関する措置

千葉県いじめ防止基本方針 26～27

第1-5(2)いじめ早期発見

第2-1(4)いじめ早期発見・早期対応のための取組の推進

第2-4(3)学校におけるいじめの防止等に監査する措置

## 4. いじめの相談・通報

いじめ防止対策推進法第16条（いじめの早期発見のための措置）を踏まえ、いじめの相談・通報に係わる体制について定めることとする。

- ・学校は、いじめを受けた児童および助けようとした児童を徹底して守り抜くこと。
- ・学校におけるいじめの相談・通報窓口：生徒指導担当・教育相談担当→管理職
- ・学校以外でのいじめの相談・通報窓口：山武教育研究所横芝光町心の相談員・教育センター
- ・いじめの傍観者にならないために、いじめについて相談・通報することの重要性を示す。（いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」について児童に具体的に説明する）
- ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えない。
- ・相談・通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではない。

### 〈 関連法規 〉

千葉県いじめ防止対策条例 第13条（相談及び情報収集体制の充実）

いじめ防止等のための基本的な方針 29～30

第1-7 いじめ防止等に関する基本的な考え方

第2-3(4)学校におけるいじめ防止等に関する措置

千葉県いじめ防止基本方針 P16～18、26～27

第2-1(2)相談及び情報招集体制の充実

第2-1(5)人材の確保及び資質の向上

第2-1(6)いじめの防止等のための啓発活動

第2-4(3)学校におけるいじめの防止等に関する措置

## 5. いじめを認知した場合の対応

### 【いじめ防止対策推進法】

#### 第23条（いじめに対する措置）より抜粋

学校の教職員、地方公共団体の職員その他保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、通報を受けたときその他児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

上記を踏まえ、いじめを認知した場合の対応を定めることとする。

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解決を目指す。

#### (1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

- ・ いじめ事案が発生した場合、学校いじめ対策組織へ報告する手順、及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）を明確に定める。
- ・ いじめ被害者の心情に寄り添った具体的な対応を記載
  - 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
  - 今後の対応について説明し、不安な点を聴取した対応策を示す。
  - 細やかな点に配慮した対応について具体例を示す
- ・ いじめ加害者や周辺の児童への聴き取り調査に関する具体的な方法や留意事項を示している。
  - 聴取の体制
  - 記録（役割分担等）の保存（手書き、ワープロでまとめたもの両方）
  - 聴取時間や聴取場所の環境：休憩や食事時間、暴言や威圧等の不適切な聴取方法の禁止

#### (2) 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、上堺小全体で組織的に対応する。

・生徒指導委員会を活用し、教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を図る。

(3) 管理職が事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。

(4) 加害者の児童には、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省・謝罪をさせる。

・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的・精神的）を掛けることを防止する対策を示す

(5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談し協力を求める。

・警察への通報など関係機関との連携

(6) いじめが解決した後も、保護者と継続的に連絡をとる。

・いじめの調査結果について被害児童・保護者へ情報を提供することや加害児童・保護者へいじめの事実を通知することについて明示

〈 関連法規 〉

いじめ防止対策推進法 第3条（基本理念）

第8条（学校及び学校の教職員の責務）

いじめ防止等のための基本的な方針 P30～31

第1－7いじめの防止等に関する基本的な考え方

第2－3(4)学校におけるいじめの防止等に関する措置

千葉県いじめ防止基本方針 第1－2いじめの防止等の対策に関する基本理念

第1－5いじめの防止等に関する基本的考え方

## 6. 指導について

いじめ防止対策推進法第23条（いじめに対する措置）を踏まえ、いじめの被害児童のケアや加害児童への在り方について定めることとする。

・いじめ被害児童のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学するための措置（別室登校等）、保護者への支援について示している。

被害者が非常に恐れている場合を想定し、加害者への具体的な指導事項を示す。

いじめ加害者の指導の観点から特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童・保護者に周知すること。

いじめ加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導について示す。

〈 関連法規 〉

いじめ防止対策推進法 第25条（校長及び教員による懲戒）

千葉県いじめ防止対策条例 第4条（いじめの禁止等）

第8条（学校及び学校の教職員の役割）

第15条（人材の確保及び資質の向上）

いじめ防止等のための基本的な方針 P6～9、30～31

千葉県いじめ防止基本方針 P15～17、27～30

第1－3いじめの定義

第2－1(5)人材の確保及び資質の向上

第2－4学校及び学校の教職員の役割

## 7. 重大事態への対処について

### 【いじめ防止対策推進法】

#### 第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）より抜粋

学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校は、前項の規定による調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### 第30条（公立の学校に対処）より抜粋

学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

上記を踏まえ、重大事態が発生した場合の連絡体制や初動対応等について定める。

- 重大事態とは、
- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合

#### 学校内及び県教育委員会への報告、連絡

学校内：発見者 → 学校いじめ対策組織構成員 → 教頭 → 校長 → 町教育委員会

※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応する必要がある。

※一方後改めて文書により報告する。

- ・必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報し連携を図る。
- ・学校いじめ対策組織を招集し、情報を共有。
- ・学校が調査主体となった場合の調査組織の構成。
- ・具体的な調査方法
- ・調査結果報告、被害児童の保護者への説明

〈 関連法規 〉



千葉県いじめ防止対策推進条例 第21条（重大事態への対応）

第22条（知事の調査）

いじめ防止等のための基本的な方針 第2-4 重大事態への対処

千葉県いじめ防止基本方針 第2-7 重大事態への対処

## 8. 公表・点検・評価等

学校いじめ防止基本法の公表、点検、評価等について定める

- ・学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するとともに、その内容を、必ず入学時・年度初め等様々な機械を活用して、児童・保護者・関係機関等に説明すること。
- ・年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応を取ること。
- ・年度毎にいじめ問題への取組や対応結果について、学校評価の評価項目に設定する。
  - いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに関わる取組
  - アンケート調査、個人面談、教育相談の実施
  - 校内研修の実施
  - いじめ認知件数、いじめ解消率等
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し規定について示す。